

平成 29 年度財政的援助団体等監査結果報告の概要

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象・範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(2) 監査対象年度

原則として平成 28 年度を主体としました。

(3) 監査実施団体及び実施期間

下表の 25 団体（内訳は 11、12 ページ参照）について、平成 29 年 11 月 20 日から平成 30 年 2 月 16 日まで監査を実施しました。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資しているもの	6	28
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を行わせているもの (指定管理者)	4	28
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	15	241
計		25	297

(注) 1 監査実施団体数は、実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

2 補助金等交付団体の監査対象団体数 241 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

(4) 監査の着眼点

出資団体については、出資の目的に沿って事業が運営されているか、会計事務及び財産の管理が適正に行われているかなどに着眼して実施しました。

公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理が基本協定書に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務が適正に行われているかなどに着眼して実施しました。

補助金等交付団体については、補助事業等の執行に係る会計事務が適正に行われているか、補助事業に係る県との事務手続が適正に行われているかなどに着眼

して実施しました。

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

○改善を要する事項

区 分	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に関するもの	4件	31件	(2件)	35件
所管部局に関するもの	4件	23件	(11件)	27件

(1) 出資団体

重大な誤りは認められませんでした。中期計画で定めた目標が達成されていないものや、法令に基づく貸借対照表の公告が行われていないものなどの事例が見受けられました。

(2) 公の施設管理団体

基本協定書で定めた成果目標の多くが達成されていないものや、基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていないものなどの事例が見受けられました。

(3) 補助金等交付団体

所管部局において、補助金交付額の算定の誤りや、交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていないものなどの事例が見受けられました。

2 監査の意見

(1) 総括的意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、指定管理業務に係る基本協定書や補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたとと思われる各種書類の提出遅延や記載内容の誤り、交付要領等で必要な事項が定められていないものなどの事案が今回も見受けられた。これらの事案はこれまでも指摘してきたものであり、一定の改善は見られるものの、所管部局においては、他の所管部局における監査結果もふまえて、引き続き、ミスの多い事例の周知徹底やチェック機能の再点検を行うとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

(2) 主な意見

事業の執行に関すること

- ① 出資団体において、中期計画で定めた目標が達成されていないものがあったので、目標達成に努められたい。

〔 三重県農林水産支援センター 〕

- ② 公の施設の管理団体において、基本協定書で定めた成果目標の多くが達成されていないものがあったので、目標達成に努められたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務を除く）

- ① 出資団体において、法令に基づく貸借対照表の公告が行われていないものがあったので、適正に公告されたい。

〔 三重県動物管理事務所、三重県立美術館協力会、
三重県青果物価格安定基金協会 〕

- ② 公の施設の管理団体において、基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていないものや、事業報告書の記載が適切でないものがあったので、適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会 〕

- ③ 公の施設の管理団体において、個人情報管理のための台帳が未整備のものや、保護責任者等が報告されていないものがあったので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会、三重県交通安全協会、
三重県自然環境保全センター 〕

- ④ 公の施設の管理団体において、業務計画書や決算書類等が期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会、三重県交通安全協会 〕

- ⑤ 公の施設の管理団体から提出された業務計画書や事業報告書の内容を十分に確認することなく受領していたものがあったので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 健康福祉部 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務に限る）

- ① 交付申請書等の確認が不十分であったため補助金交付額の算定を誤ったものがあったので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。

〔 健康福祉部 〕

- ② 交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていないものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

〔 健康福祉部 〕

- ③ 交付要領等において、補助金の算定方法が明確でないものや、軽微な変更の範囲が定められていないものがあったので、これらを定めて補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部 〕

- ④ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあったので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 農林水産部 〕

(3) 団体別の結果及び意見（抜粋）

出資団体

【公益財団法人三重県農林水産支援センター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：1,749,000,000円（県出資比率：79.5%）
補助金	①就農支援資金償還免除事業費補助金：1,537,500円 ----- 就農支援資金（研修資金）を借りて本県に就農した者の償還を免除するために要する経費を補助する。 （補助率 1人当たり1,800千円以内、1/2以内）
	②農地中間管理機構事業費補助金：71,903,000円 ----- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて実施する農地中間管理事業等の業務に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
	③公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金：14,684,000円 ----- 公益財団法人三重県農林水産支援センターの経営体質を強化し、円滑な業務の実施及び推進体制の強化を図るための業務推進活動に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
	④林業担い手育成確保事業費補助金：1,190,815円 ----- 中核的林業作業者の育成研修に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内）
貸付金	⑤就農支援資金貸付金：48,148,607円（平成28年度末貸付残高） ----- 認定就農者に対する就農研修資金及び就農準備資金の貸付に要する原資を貸し付ける。

〔監査結果及び意見〕

- (1) 第3期中期計画（平成27～30年度）において、農地中間管理事業における農地の担い手集積面積など3項目の数値目標を定めているが、いずれも達成されていなかった。
事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。
- (2) 団体の基本財産は、評議員会が決議した財産をもって構成されることになっているが、評議員会の決議を確認できなかったため、定款で定めるなどにより明確にすることを検討されたい。

- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 貸付金の収入未済があった。⑤

[所管部局に対する意見]

- (1) 第3期中期計画における数値目標がいずれも達成されていなかったため、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (2) 団体の基本財産について、定款で定めるなどにより明確にすることが検討されるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。⑤

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (4) 複数の交付要領等で類似の書類の提出を重複して定めているにもかかわらず、団体に一方の書類の提出を求めているいないので、提出書類の見直し等を検討されたい。③

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

公の施設管理団体

【一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会】

財政的援助等の内容	
公の施設 管 理	施設名：三重県母子・父子福祉センター ----- 平成 28 年度指定管理料：12,969,720 円

[監査結果及び意見]

- (1) 基本協定書の成果目標について、就業支援講習会参加者数や就業実績等、目標を下回っているものがあるので、目標達成に向けて現状を分析のうえ、講習内容の充実や制度の周知を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務計画書	ア 基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていなかった。 イ 基本協定書に定める業務計画書が期限内に提出されていなかった。
業務報告書・事業報告書	ウ 基本協定書に定める業務報告書の一部が、期限内に提出されていなかった。 エ 基本協定書に定める事業報告書において、現行指定期間の成果目標でない目標についても記載するなど、不適切な記載があった。 オ 事業報告書と第 4 四半期業務報告書の提出日が、決裁日よりも遡った日付になっていた。
個人情報保護	カ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標が達成できていない項目について、団体が就業支援講習会参加者数や就業実績等の目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (2) 団体から提出された業務計画書や事業報告書に不備があるにもかかわらず、内容を十分に確認することなく受領していた。
今後は、適切なチェックを行うとともに、基本協定書に基づく適正な事務処理を行われたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

【一般財団法人三重県交通安全協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県交通安全研修センター
	平成 28 年度指定管理料：40,025,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。 イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 くらし・交通安全課)

- (2) 事業報告書の提出期限について、基本協定書には、三重県交通安全研修センター条例よりも遅い期限が定められているので、条例と基本協定書の整合を図られたい。

(所管課名：環境生活部 くらし・交通安全課)

補助金等交付団体

【社会福祉法人みどり自由学園（補助対象：児童養護施設みどり自由学園、恵の家、美の家）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①児童養護施設等整備費補助金（H27 繰越分）：17,420,000 円 児童養護施設等の整備に要する経費を補助する。（補助率 3/4、5/6）
	②児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金：11,000 円 児童養護施設等の退所者が施設等へ帰省した際の宿泊、入所児童との交流等に要する経費を補助する。（補助率 10/10）
	③児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金：2,370,000 円 地域小規模児童養護施設及び乳児院小規模グループケアにおける職員加配等に要する経費を補助する。（補助率 10/10）
	④施設入所児童里親委託推進事業費補助金：2,250,000 円 里親支援専門相談員配置施設における施設入所児童の里親委託推進に要する経費を補助する。（補助率 10/10）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。② イ 実績報告書の添付書類の一部が提出されていなかった。①

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (2) 交付申請書の内容を十分に確認することなく受領し、補助金交付額の算定を誤っていたので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。①
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (3) 交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていなかったため、適正な事務処理に努められたい。②、③、④
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

<監査実施団体一覧>

出資団体

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	公益財団法人三重県動物管理事務所	津市	健康福祉部
2	公益財団法人三重県立美術館協力会	津市	環境生活部
3	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部
4	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部
5	公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会	津市	農林水産部
6	株式会社三重データクラフト	津市	雇用経済部

公の施設管理団体（出資団体との重複1団体）

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局
1	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (三重県母子・父子福祉センター)	津市	健康福祉部
2	アクティオ株式会社 (三重県環境学習情報センター)	東京都目黒区 (四日市市)	環境生活部
3	一般財団法人三重県交通安全協会 (三重県交通安全研修センター)	津市	環境生活部
4	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター (三重県上野森林公園)	桑名市 (伊賀市)	農林水産部
【5】	【公益財団法人三重県文化振興事業団】 (三重県総合文化センター)	津市	環境生活部

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。

補助金等交付団体（出資団体との重複2団体）

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
1	社会福祉法人真心の会 (特別養護老人ホームビビアン)	志摩市	健康福祉部
2	社会福祉法人鈴の音会 (泰山荘)	松阪市	健康福祉部
3	社会福祉法人よつば会 (ワークセンターよつばの里)	川越町	健康福祉部
4	公益社団法人四日市医師会 (四日市医師会看護専門学校)	四日市市	健康福祉部

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
5	三重県厚生農業協同組合連合会 (松阪中央総合病院他)	津市 (松阪市他)	健康福祉部
6	社会福祉法人みどり自由学園 (児童養護施設みどり自由学園他)	津市	健康福祉部
7	学校法人藤森学園 (つつじが丘幼稚園)	名張市	健康福祉部
8	学校法人八木学園 (英心高等学校他)	伊勢市	環境生活部
9	近畿日本鉄道株式会社	大阪市	地域連携部 健康福祉部
10	株式会社椿茶園	鈴鹿市	農林水産部
11	大紀森林組合	大紀町	農林水産部
12	鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市	農林水産部
13	桑名商工会議所	桑名市	雇用経済部
14	明成化学工業株式会社 (津工場)	京都市 (津市)	雇用経済部
15	三重県競技力向上対策本部	津市	地域連携部
【16】	【公益財団法人三重県農林水産支援センター】	松阪市	農林水産部
【17】	【公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会】	津市	農林水産部

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。